

- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画の変更 (第 7 回) (市街地整備課)
- 埼玉県指定登録機関の名称変更 (建築安全課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定 (出納総務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)

正誤

- 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 7 号中訂正 (越谷県土整備事務所)
- 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 8 号中訂正 (越谷県土整備事務所)

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つながるサポート
- 三 代表者の氏名
渡邊 眞理
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市牛島千三百五十六番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の社会的弱者たちが、生涯、住み慣れた地域で安心して、楽しく、健やかに暮らしていけるために、市民による生活支援サービス活動を通じて、行政ならびに医療、介護、福祉の諸機関と連携しながら希望ある「共生社会」を作っていくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

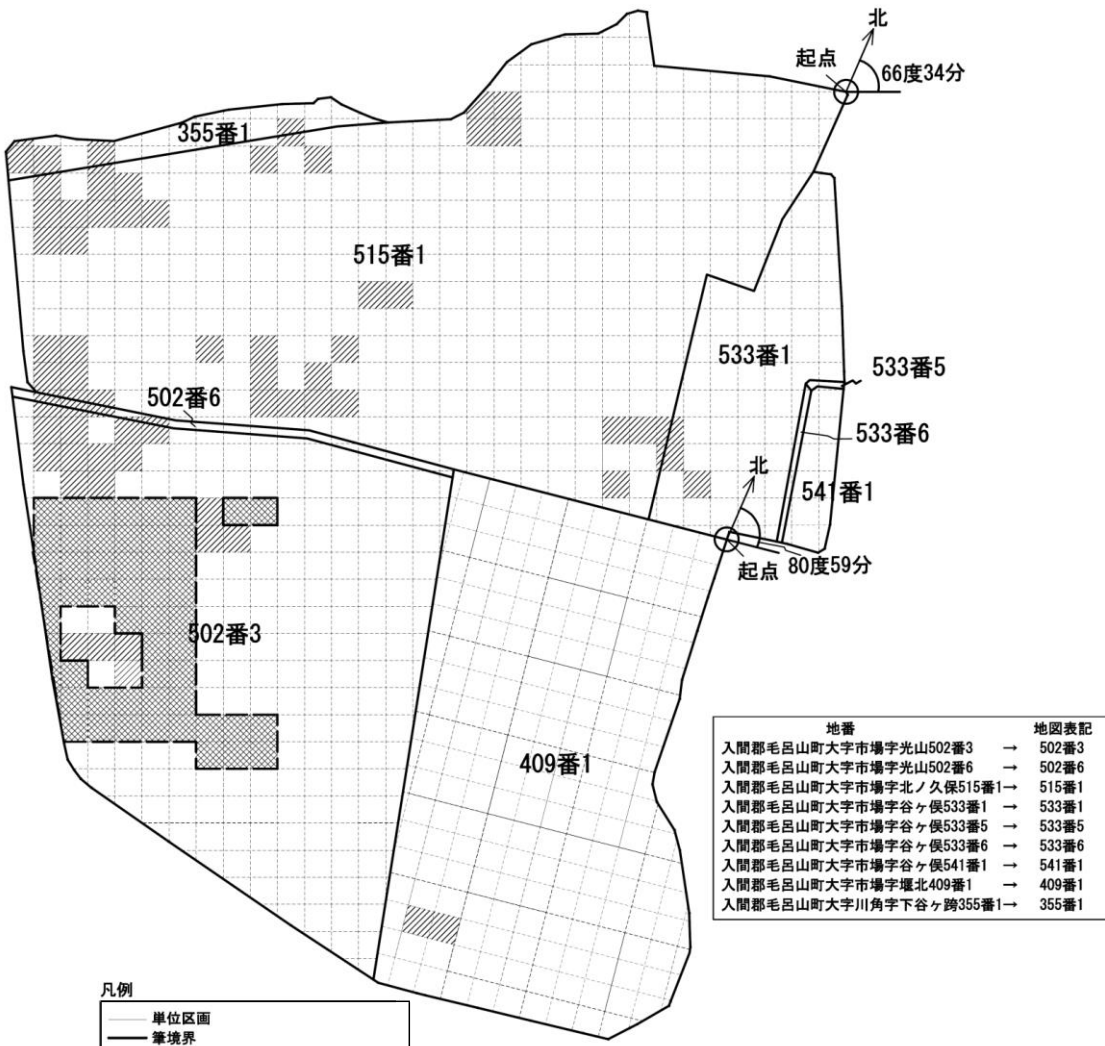
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第四百五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字堰北四百九番一の一部、字光山五百二番三の一部、五百二番六の一部、字北ノ久保五百十五番一の一部、字谷ケ俣五百三十三番一の一部、大字川角字下谷ケ跨三百五十五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



地番	地図表記
入間郡毛呂山町大字市場字光山502番3	→ 502番3
入間郡毛呂山町大字市場字光山502番6	→ 502番6
入間郡毛呂山町大字市場字北ノ久保515番1	→ 515番1
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番1	→ 533番1
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番5	→ 533番5
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣533番6	→ 533番6
入間郡毛呂山町大字市場字谷ヶ俣541番1	→ 541番1
入間郡毛呂山町大字市場字堰北409番1	→ 409番1
入間郡毛呂山町大字川角字下谷ヶ跨355番1	→ 355番1

- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
 - ▩ 形質変更時要届出区域

起点
 起点は、409番1及び515番1の
 最北端とする。

格子の回転角度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。回転角度は409番1については80度59分。515番1他については66度34分。

形質変更時要届出区域面積(全体) : 11,292m²
 ▨ 形質変更時要届出区域面積(解除範囲) : 6,187m²
 ▩ 形質変更時要届出区域面積 : 5,105m²

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
市民緑地市民管理協定（第一号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県北本市大字北本宿字西後百九十六番一の一部
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十七年五月二十七日

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
- 二 市民緑地市民管理協定（第二号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県北本市大字北本宿字西後百九十六番三
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
- イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
- ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十七年五月二十七日

告 示

埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越駅前脇田ビル

埼玉県川越市脇田町百三番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 公害苦情が発生した場合には適切に対応すること。
- ・ 周辺道路は仙波小学校及び川越第一中学校の通学路であるため、児童生徒の登校時及び店舗付近の交通安全に対し、十分に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十七年六月十六日から平成二十七年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠春日部下柳店

埼玉県春日部下柳字森田前三百十四番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千六百六十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

届出年月日

平成二十七年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十七年六月十六日から平成二十七年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年六月十六日から平成二十七年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十二号

平成二十六年埼玉県告示第千三百六十四号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十六日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十三号

平成二十六年埼玉県告示第千三百三十六号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十七日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

平成二十七年埼玉県告示第二十三号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

平成二十六年埼玉県告示第六百一十一号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十六日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

平成二十六年埼玉県告示第五百七十九号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

平成二十七年埼玉県告示第十号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十七日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

平成二十七年埼玉県告示第五百二十二号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

平成二十六年埼玉県告示第千三百六十五号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十四日終了した旨測量計画機関である嵐山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十号

平成二十七年埼玉県告示第八号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

平成二十六年埼玉県告示第五百三十四号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

平成二十六年埼玉県告示第千二号で公示した公共測量は、平成二十七年三月三十一日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十三号

平成二十六年埼玉県告示第九百四十五号で公示した公共測量は、平成二十七年二月二十七日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

平成二十六年埼玉県告示第千五百二十六号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十三日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

平成二十六年埼玉県告示第八百五十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

平成二十六年埼玉県告示第千百三十一号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

平成二十六年埼玉県告示第千五百八十号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十三日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

平成二十六年埼玉県告示第千四百四十九号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

平成二十六年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十七日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百号

平成二十七年埼玉県告示第二百三十三号で公示した公共測量は、平成二十七年三月三十一日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百一号

平成二十六年埼玉県告示第九百八十四号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二号

平成二十六年埼玉県告示第六百十四号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百三号

平成二十六年埼玉県告示第千三百六十七号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十三日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百四号

平成二十六年埼玉県告示第千四百五十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月十三日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五号

平成二十六年埼玉県告示第千四百六十二号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十日終了した旨測量計画機関である横瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百六号

平成二十六年埼玉県告示第千四百八十一号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十七日終了した旨測量計画機関である杉戸町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七七七号

平成二十六年埼玉県告示第千五百二号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十四日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八号

平成二十六年埼玉県告示第五百二十七号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十三日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百九号

平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号で公示した公共測量は、平成二十七年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百十号

平成二十六年埼玉県告示第千五百三十号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百一十一号

平成二十六年埼玉県告示第千五百六十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十六日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百十二号

平成二十六年埼玉県告示第千六百十五号で公示した公共測量は、平成二十七年三月二十四日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市北根字寺屋一番一 他六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―十二―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県坂戸市末広町二十番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九・四四立方メートル

浸透効果量 〇・一〇八立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第七百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更認可の年月日

平成二十七年六月十六日

告 示

埼玉県告示第七百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、埼玉県指定登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 変更前の埼玉県指定登録機関の名称
社団法人埼玉建築士会
- 二 変更後の埼玉県指定登録機関の名称
一般社団法人埼玉建築士会
- 三 変更の年月日
平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第七百十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都豊島区東池袋三丁目二番四号 共永ビル四階

株式会社ケーエム自動車教習所

二 指定年月日

平成二十七年六月十二日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年六月十日

指令川建セ第二六〇〇六六一号

二 検査済証番号

平成二十七年六月十二日

川建セ第二七〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字大串字登戸三百八十八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字大串三百八十八番地二

砂生 昌宏

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号（平成二十七年三月三十一日第二千六百八十三号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

三郷市岩野木字三尺内二一番一地从先から

同市谷中字掛井堀向一四番二九地先まで

正

三郷市岩野木字三尺内二一番一地从先から

同市谷中字掛井堀向一四番一七地先まで

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号（平成二十七年三月三十一日第二千六百八十三号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

三郷市岩野木字三尺内二一番一地从先から

同市谷中字掛井堀向一四番二九地先まで

正

三郷市岩野木字三尺内二一番一地从先から

同市谷中字掛井堀向一四番一七地先まで